

潛水艦及毒瓦斯ニ關スル五國條約

亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及日本國（以下署名國ト稱ス）ハ戰時海上ニ於ケル中立人及非戰鬪員ノ生命ノ保護ニ關シ文明諸國ノ採用シタル規則ヲ一層有效ナラシメ且有害ナル瓦斯及化學製品ノ戰爭ニ於ケル使用ヲ防止セムコトヲ希望シ之カ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

### 亞米利加合衆國大統領

合衆國人民 「チアールズ、エヴァンス、ヒューズ」

同 「ヘンリー、カボット、ロッシ」

同 「オスカール、ダブリュー、アンダウツド」

同 「エリヒュー、ルート」

### 大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密院議長、國會議員、アーサー、シエームス、バルフォア

海軍大臣、男爵、リ、オヴ、フェアラム

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「サー、オークラランド、キャンブル、ゲデス」

加奈陀

「サー、ロバート、レアド、ボーデン」

濠太利聯邦

内務大臣上院議員「ジョージ、フォスター、ピアス」

新西蘭

新西蘭最高法院判事「サー、ジョン、ウイリアム、サルモンド」

南阿弗利加聯邦

國會議員「アーサー、ジェームス、バルフォア」

印度

印度參議院議員「ヴァリニングマン、サンカラナラヤナ、スリニヴァサ、サストリ」

佛蘭西共和國大統領

殖民大臣下院議員「アルベール、サロー」

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「ジュール、ジ、ジュスラン」

伊太利國皇帝陛下

參議院議員「カルロ、シアンツェル」

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使參議院議員「ヴィットリオ、ロランディ、リッチ」

參議院議員「ルイジ、アルベルタイニ」

日本國皇帝陛下

海軍大臣男爵加藤友三郎

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使男爵幣原喜重郎

外務次官埴原正直

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

署名國ハ戰時海上ニ於ケル中立人及非戰鬪員ノ生命保護ノ爲文明諸國ノ採用シタル規則中左ニ掲クルモノハ國際法ノ確立シタル一部ト認ムヘキコトヲ聲明ス

(一) 商船ハ其ノ拿捕セララルルニ先テ其ノ性質決定ノ爲臨檢及搜索ニ服スヘキコトヲ命セララルコトヲ要ス

商船ハ警告ノ後臨檢及搜索ニ服スルコトヲ拒ミ又ハ拿捕ノ後指示セラレタル如ク進航スルコトヲ拒ミタル場合ニ非サレハ之ヲ攻撃スルコトヲ得ス

商船ハ先ツ其ノ乗組員及乗客ヲ安全ナル地位ニ移シタル後ニ非サレハ之ヲ破壊スルコトヲ得ス

(二) 交戦國ノ潛水艦ハ如何ナル事情ノ下ニ於テモ前記一般的規則ヨリ免除セラルルコトヲシ潛水艦カ右規則ニ從ヒ商船ヲ捕獲スルコト能ハサルトキハ現存國際法ハ該艦カ攻撃及拿捕ヲ止メ右商船ヲシテ障礙ナク進航セシムヘキコトヲ要求ス

署名國ハ世界ノ輿論カ依テ以テ將來ノ交戦者ヲ批判スヘキ行爲ノ準則ニ關シ

全世界ニ明瞭且一般ノ了解アラシムムカ爲他ノ一切ノ文明諸國ニ對シ前記ノ確立法規ニ同意ヲ表セムコトヲ勸誘ス

署名國ハ商船ニ對スル攻撃並其ノ拿捕及破壊ニ關シ其ノ聲明シタル現存法規ノ人道的規則ノ勵行ヲ確保セムコトヲ欲シ一國ノ勤務ニ服スル者ニシテ右規則ノ何レカヲ侵犯スルモノハ其ノ上官ノ命令ノ下ニ在ルト否トヲ問ハス戰爭法規ヲ侵犯シタルモノト認メラレ海賊行爲ニ準シ審理處罰セララルヘク且右違反者カ何レカノ國ノ法域内ニ於テ發見セラレタルトキハ當該國文武官憲ノ審理ニ付セララルヘキコトヲ更ニ聲明ス

署名國ハ中立人及非戰鬪員ノ生命保護ノ爲文明諸國ノ普ク採用シタル規則カ千九百十四年乃至千九百十八年ノ最近戰爭ニ於テ侵犯セラレタルカ如ク之ヲ侵犯スルニ非サレハ潛水艦ヲ通商破壊者トシテ使用スルノ實際上不可能ナルコトヲ承認ス又通商破壊者トシテ潛水艦ヲ使用スルコトノ禁止ヲ國際法ノ一部トシテ普ク採用セシムルノ目的ヲ以テ署名國ハ右禁止カ其ノ相互間ニ於テ今後拘束力ヲ有スルコトヲ茲ニ受諾シ且他ノ一切ノ諸國ニ對シ本取極ニ加入セムコトヲ勸誘ス

第五條

窒息性、毒性又ハ他ノ瓦斯及一切ノ類似ノ液體、材料又ハ考案ヲ戰爭ニ使用スル  
コトハ文明世界ノ輿論ニ依リ至當ニ非難ヲ受ケ且右使用ノ禁止ハ文明國ノ多  
數ヲ當事國トスル諸條約中ニ聲明セラレタルカ故ニ  
署名國ハ右禁止カ諸國ノ良心及實行ヲ均シク拘束スル國際法ノ一部トシテ普  
ク採用セラレムカ爲右禁止ニ同意スルコトヲ聲明シ其ノ相互間ニ於テハ之カ  
拘束ヲ受クヘキコトヲ約定シ且他ノ一切ノ文明國ニ對シ本取極ニ加入セムコ  
トヲ勧誘ス

六

第六條

本條約ハ署名國ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ成ルヘク速ニ批准セラルヘク且華盛頓  
ニ於テ行ハルヘキ批准書全部ノ寄託ノ時ヨリ實施セラルヘシ  
合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ一切ノ署名國ニ送付スヘシ  
本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記録ニ  
寄託保存セラルヘク其ノ認證謄本ハ同政府ヨリ署名國ニ之ヲ送付スヘシ

第七條

合衆國政府ハ尙本條約ノ認證謄本ヲ各非署名國ニ送付シ其ノ加入ヲ招請スヘ  
シ

非署名國ハ合衆國政府ニ加入書ヲ送付シテ本條約ニ加入スルコトヲ得ヘク同  
政府ハ各加入書ノ認證謄本ヲ各署名國及各加入國ニ送付スヘシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス

千九百二十二年二月六日華盛頓市ニ於テ之ヲ作成ス

チアールス、エヴァンス、ヒューズ (印)

ヘンリー、カボット、ロッジ (印)

オズカー、ダブリュー、アランダウツド (印)

エリヒュー、ルート (印)

アーサー、ジェームス、バルフォア (印)

リー、オヴ、フエラム (印)

エー、シー、ゲデス (印)

アール、エル、ボーデン (印)

ジー、エフ、ピアス (印)

七

- （印） ジョン、ダブリュー、サルモンド
- （印） アーサー、ジエームス、バルフォア
- （印） ヴィー、エス、スリニヴァサ、サストリ
- （印） アー、サロー
- （印） ジュスラン
- （印） カルロ、シアンツェル
- （印） ヴィー、ロランデイ、リッチ
- （印） ルイジ、アルベルテイニ
- （印） 加藤友三郎
- （印） 幣原喜重郎
- （印） 埴原正直

大正十一年四月

# 潜水艦及毒瓦斯ニ關スル五國條約解説概要